手数料改定のご案内

平素は当財団をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、近年の建築基準法等の改正による審査・検査に要する業務量の増加、物価高騰等の社会情勢の変化に伴い、
令和６年４月１日申請受付分から　確認業務手数料を改定させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※詳細は別紙の申請手数料表をご確認ください。

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部（確認検査部）　TEL／03-5283-0469
大阪事務所 TEL／06-6264-7731

確認検査業務　申請手数料表（建築物）

2024/04/01 の申請受付より

● 建築物（１申請あたり）【表１】（手数料規程 別表第１、第４、第７、第８関係）　　単位　円／非課税

床面積の合計※ Ａ（㎡）	確認申請	中間検査	仮使用認定		完了検査	
			省エネ適判なし	省エネ適判あり	省エネ適判なし	省エネ適判あり
Ａ ≦500	100,000	120,000	130,000	170,000	110,000	140,000
500＜ Ａ ≦1,000	180,000	200,000	230,000	270,000	190,000	230,000
1,000＜ Ａ ≦2,000	270,000	250,000	310,000	380,000	260,000	320,000
2,000＜ Ａ ≦3,000	360,000	290,000	380,000	470,000	320,000	390,000
3,000＜ Ａ ≦4,000	420,000	310,000	450,000	530,000	370,000	440,000
4,000＜ Ａ ≦5,000	480,000	330,000	480,000	580,000	400,000	480,000
5,000＜ Ａ ≦6,000	540,000	350,000	510,000	610,000	420,000	510,000
6,000＜ Ａ ≦8,000	600,000	370,000	550,000	660,000	460,000	550,000
8,000＜ Ａ ≦10,000	680,000	400,000	600,000	720,000	500,000	600,000
10,000＜ Ａ ≦20,000	790,000	460,000	700,000	830,000	580,000	690,000
20,000＜ Ａ ≦30,000	910,000	530,000	870,000	1,050,000	720,000	870,000
30,000＜ Ａ ≦50,000	1,150,000	640,000	1,060,000	1,270,000	880,000	1,060,000
50,000＜ Ａ ≦100,000	1,550,000	960,000	1,470,000	1,750,000	1,220,000	1,460,000
100,000＜ Ａ ≦200,000	2,050,000	1,330,000	1,980,000	2,380,000	1,650,000	1,980,000
200,000＜ Ａ ≦300,000	2,550,000	1,680,000	2,560,000	3,070,000	2,130,000	2,560,000
300,000＜ Ａ ≦500,000	3,100,000	2,090,000	3,240,000	3,840,000	2,700,000	3,200,000
500,000＜ Ａ	4,000,000	3,000,000	4,200,000	5,040,000	3,500,000	4,200,000

※　計画変更の場合は、「変更した部分の床面積の合計×1/2」を「床面積の合計Ａ」として算定します。

（１）下記の申請内容が含まれている確認申請は、【表 1】の確認申請手数料に、それぞれ該当する加算額が加算されます。
ただし、当該部分に係る＊１、＊２が添付される場合には、それら認定等の対象部分については加算されません。
（*1 国土交通大臣の認定書又は BCJ の技術評定書、*2 国土交通大臣の認定書）

申請内容	加算額
避難安全検証法等により設計を行った場合*1	【表２】の額
建築基準法第 56 条第 7 項（天空率）の規定による特例を適用した場合	【表３】の額
ルート２構造計算により設計を行った場合*1	【表４】の額
限界耐力計算及び限界耐力計算と同等の構造計算（エネルギー法、免震告示等）により設計を行った場合*1	【表５】の額
特定天井を設ける場合*1	【表６】の額
構造計算の審査が必要な建築物（棟）が複数ある場合 （最大の床面積となる建築物（棟）及び床面積が 200 ㎡以下の建築物（棟）は除く※1）*2	棟ごとに【表 1】の床面積に応じた確認申請手数料の 3 /10 の額
計画変更時に構造計算の審査が必要な建築物（棟）がある場合 （※1 の適用はなし）*2	棟ごとに【表１】の床面積に応じた確認申請手数料の 1/10 の額
土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の確認申請の場合	【表７】の額

（２）増築等で既存の建築物の構造耐力に関する審査を要する確認申請及び完了検査は、別途料金が加算されます。
（３）ＢＣＪ以外で確認申請等を行った場合の中間検査、仮使用認定、完了検査の手数料は、別途料金が加算されます。
（４）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の有無により完了検査及び仮使用認定の申請手数料が異なります。
（５）ＢＣＪで仮使用認定を行った完了検査の床面積の合計は、仮使用認定部分の床面積の合計を減じた床面積で手数料を算定します。
（６）建設地が遠隔地（東京本部又は大阪事務所から概ね 50km を超える地域）の場合は検査手数料に別途旅費が加算されます。
（７）電子申請による申請手続きが行われ、消防同意に必要な図書類をＢＣＪが紙に出力する場合は、別途料金（確認申請手数料【表１】の５％）が加算されます。
（８）構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査は、10,000 円が加算されます。

● 避難安全検証法等により設計を行った建築物の加算額【表２】

（手数料規程 別表第１の２関係）

単位　円／非課税

対象部分の床面積の合計※ A（㎡）	ルートB1 区画避難安全検証法 階避難安全検証法 全館避難安全検証法	ルートB2 区画避難安全検証法 階避難安全検証法	ルートB2 全館避難安全検証法	耐火性能検証法 通常火災終了時間に基づく設計法 特定避難時間に基づく設計法	防火区画検証法
A　≦3,000	70,000	90,000	140,000	105,000	30,000
3,000＜　A　≦10,000	100,000	130,000	200,000	150,000	40,000
10,000＜　A　≦50,000	150,000	195,000	300,000	220,000	70,000
50,000＜　A　≦100,000	250,000	325,000	500,000	300,000	100,000
100,000＜　A　≦200,000	300,000	390,000	600,000	400,000	130,000
200,000＜　A	350,000	455,000	700,000	550,000	150,000

※ 避難安全検証法等に係る計画変更がある場合は、「変更した対象部分の床面積の合計×1/2」を「対象部分の床面積の合計Ａ」として算定します。

※一の建築物においてルート B1 及びルート B2 を併用の場合、ルート B2 の加算額で算定できるものとします。

● 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用（天空率）がある建築物の加算額【表３】

（手数料規程 別表第１の３関係）

単位　円／非課税

適用条項	適用条項の数	手数料の加算額 新規	手数料の加算額 計画変更
建築基準法第 56 条第７項第１号（道路高さ制限） 建築基準法第 56 条第７項第２号（隣地高さ制限） 建築基準法第 56 条第７項第３号（北側高さ制限）	１つの場合	60,000	30,000
	２つの場合	90,000	45,000
	３つの場合	110,000	55,000

● ルート２構造計算により設計を行った建築物の加算額【表４】

（手数料規程 別表第１の４関係）

単位　円／非課税

構造棟ごとの床面積 A（㎡）	加算額 新規	加算額 計画変更
A　≦1,000	140,000	70,000
1,000＜　A　≦2,000	180,000	90,000
2,000＜　A　≦10,000	210,000	105,000
10,000＜　A　≦50,000	300,000	150,000
50,000＜　A	540,000	270,000

● 限界耐力計算及び限界耐力計算と同等の構造計算（エネルギー法、告示免震等）により設計を行った建築物の加算額【表５】　（手数料規程 別表第１の５関係）

単位　円／非課税

構造棟ごとの床面積 A（㎡）	加算額 新規	加算額 計画変更
A　≦2,000	50,000	25,000
2,000＜　A　≦10,000	80,000	40,000
10,000＜　A　≦50,000	120,000	60,000
50,000＜　A	160,000	80,000

● 特定天井を設ける建築物の加算額（１申請あたり）【表６】

（手数料規程 別表第１の６関係）

単位　円／非課税

特定天井部分の水平投影面積ごと A（㎡）	特定天井を設ける場合 新規	特定天井を設ける場合 計画変更	落下防止措置を講じる場合 新規	落下防止措置を講じる場合 計画変更
200＜　A　≦500	140,000	70,000	240,000	120,000
500＜　A　≦1,000	200,000	100,000	380,000	190,000
1,000＜　A	260,000	130,000	510,000	255,000

●土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の確認申請手数料の加算額【表７】

（手数料規程 別表第１の７関係）

単位　円／非課税

構造方法	構造方法の数	手数料の加算額 新規	手数料の加算額 計画変更
平成 13 年国土交通省告示第 383 号 ・第２から第４に規定する「外壁等の構造方法」 ・第５に規定する「門又は塀の構造方法」	１の場合	40,000	20,000
	２の場合	70,000	35,000

※ 申請手数料につきご不明点等ございましたら確認検査業務手数料規程をご覧いただくか、下記までお問合せください。

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部（確認検査部）　TEL／03-5283-0469
大阪事務所 TEL／06-6264-7731

確認検査業務　申請手数料表（工作物・昇降機）

2024/04/01 の申請受付より

● 令第１３８条第１項の各号に掲げる工作物（１基あたり）

（手数料規程 第４条、第１０条、別表第３、第３の２、第６、第６の２関係）

【表１－１】（令１３８条第１項第１号）煙突 等

単位　円／非課税

最高高さ（m）	新規	計画変更	完了検査
６超～１２	80,000	40,000	60,000
１２超～１８	100,000	50,000	70,000
１８超～	120,000	60,000	90,000

【表１－２】（令１３８条第１項第２号）RC 造柱,S 柱,木柱 等

単位　円／非課税

最高高さ（m）	新規	計画変更	完了検査
15 超～30	100,000	50,000	60,000
30 超～45	125,000	62,500	75,000
45 超～	150,000	75,000	90,000

【表１－３】（令１３８条第１項第３号）広告塔,装飾塔 等

単位　円／非課税

最高高さ（m）	新規	計画変更	完了検査
４超～ ８	60,000	30,000	60,000
８超～１２	75,000	37,500	75,000
１２超～16	90,000	45,000	90,000
１６超～20	105,000	52,500	105,000
20 超～	120,000	60,000	120,000

【表１－４】（令１３８条第１項第４号）高架水槽,物見塔 等

単位　円／非課税

最高高さ（m）	新規	計画変更	完了検査
８超～16	80,000	40,000	60,000
16 超～24	100,000	50,000	70,000
24 超～32	120,000	60,000	90,000
32 超～	140,000	70,000	105,000

【表１－５】（令１３８条第１項第５号）擁壁 等

単位　円／非課税

最高高さ（m）	新規	計画変更	完了検査
２超～ ４	60,000	30,000	60,000
４超～ ６	75,000	37,500	75,000
６超～ ８	90,000	45,000	90,000
８超～10	105,000	52,500	105,000
10 超～	120,000	60,000	120,000

● 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）（１台あたり）【表２】

（手数料規程 第３条、第９条、別表第２、第５関係）

単位　円／非課税

１申請あたりの設置台数 N（台）	確認申請		完了検査
	新規	計画変更	
N＜10	22,000	11,000	40,000-1,000×（N-1）
10≦N	22,000	11,000	31,000

● 小荷物専用昇降機（１台あたり）【表３】

（手数料規程 別表第２、第５の２関係）

単位　円／非課税

１申請あたりの設置台数 N（台）	確認申請		完了検査
	新規	計画変更	
N＜10	5,000	4,000	26,400-1,200×（N-1）
10≦N	5,000	4,000	15,600

（１）昇降機及び工作物の仮使用認定の手数料は、完了検査の額と同額です。

（２）ＢＣＪの仮使用認定を行った昇降機及び工作物の完了検査手数料は、該当する完了検査の額の 1/2 とします。

（３）建設地が遠隔地（東京本部又は大阪事務所から概ね 50km を超える地域）の仮使用認定又は完了検査は、別途旅費が加算されます。

※ 申請手数料についてご不明な点等がありましたら、確認検査業務手数料規程をご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部（確認検査部） TEL／03-5283-0469
大阪事務所 TEL／06-6264-7731